管理者の職務代理者の順序等を定める規則

平成20年3月31日 規則第2号

改正 平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号 平成 29 年

平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号

(職務代理者)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の 規定に基づき管理者の職務を代理する者の順序は、直近の国勢調査による人口数の多 い市町の長である副管理者の順と定める。
- 第2条 法第152条第2項の規定に基づき管理者の職務を代理する上席の職員を事務局 長の職にあるものと定める。
- 2 法第 152 条第 3 項の規定に基づき管理者の職務を代理する上席の職員を環境課長の職にあるものと定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。